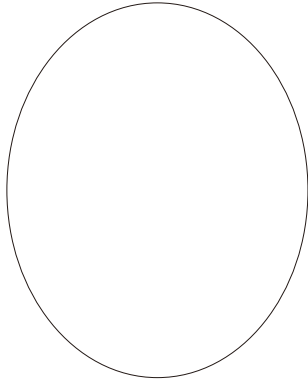


2025年度通常総会開催

目玉議案について3時間を超える白熱議論

6月18日、ビジョンセンター横浜みなとみらい701にて、本年度の通常総会が開催された。



開会を宣言する畑中会長

1 野口容子会員（前司法研修所 刑事弁護教官）による報告

開会に先立って、前司法研修所刑事弁護教官の野口容子会員による活動報告が行われた。

野口会員からは、現在の修習生の状況や上席教官の役割についての説明があった。現在修習中の78期は、司法研修所に入

2 開会宣言及び会長挨拶

畑中隆爾会長が、通常総会の開会宣言をするとともに、現執行部を代表して挨拶した。

畑中会長は、多様性・装置・矜持・継承という4つのキーワードを掲げるとともに、選択的夫婦別姓制度の実現や再審法改正に向けての強い意欲

3 昨年度の会務報告等

長谷山尚城副会長から、当会における昨年度の新入会員及び退会者についての報告があり、亡くなられた会員に対する黙祷が捧げられた後、昨年度の会務報告・特別報告が行われた。

今井史郎前副会長からは、現在の会員数が1800名に達していること、当会の広報動画、ラジオの法律相談番組が好

2025年度関弁連定期弁護士大会及びシンポジウム

日時：2025年10月3日（金）
場所：シンポジウム
定期弁護士大会
懇親会
場所：甲府記念日ホテル
午後10時～午後1時
午後2時～午後5時15分
午後6時30分～午後8時

4 議案審議及び採決結果

活動報告の後、議案の審議及び採決に移った。審議の結果は、以下のとおりである。

第7号乃至第9号議案

本総会は、会員提案議案があり、審議の順序は、昨年度の収支決算承認及び執行部提案議案に先立ち、会員提案の第7号乃至第9号議案を一括審議することになった。

第7号議案は会員の公益活動及び委員会活動等に関する会規廃止、第8号議案は当委員会通則

意見述べる議案提案者
の中野憲司会員

防止研修の実施、「女性法曹になろう！シンポジウム」の実施についての報告がなされた。

その後、神奈川県弁護士会創立150年会史編纂特別委員会の竹森裕子副委員長が、昭和15年に日本初の女性弁護士が登場したこと言及し、会員に対し、創立150年会史編纂への協力を求めた。

一部改正、第9号議案は当会の会費に関する会規一部改正の件である。ほぼ満席の会場にて、本議案の審議に入り、議長が質問のある会員に挙手するよう求めたところ、多数の会員から挙手があった。白熱した質疑応答、多様な意見があり、本議案の審議は3時間を超える熱を帯びた会議となった。

採決の結果、本議案は否決された。

第1号議案

当会の2024年度（一般会計・特別会計）収支決算の承認の件である。採決の結果、全会一致で可決承認された。

第2号及び第3号議案

第2号議案は当会の2025年度（一般会計・特別会計）予算、第3号議案は当会の2026年度（一般会計・特別会計）4～6月暫定予算の件である。

両議案は一括審議となり、採決の結果、圧倒的多数で可決承認された。

第4号及び第5号議案

第4号議案は当会会則一部改正（登録事項変更のオンライン化）の件、第5号議案は当会外国特別会員会規一部改正（登録事項変更のオンライン化）の件である。

両議案は一括審議、各議案ごとの採決となり、採決の結果、全会一致で可決承認された。

第6号議案

第6号議案は綱紀委員会委員、懲戒委員会委員及び予備委員選任の件である。

採決の結果、全会一致で可決承認された。

なお、利害関係人は、この議案に加わらなかった。

全議案の審議及び採決が終了し、通常総会は終了した。

（会員 安達 慎司）



神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

2023年7月号で取り上げた採卵鶏の雄ひよこ問題について、読者の先生から「どうしたらこの状況を解決できるのか」と尋ねられ、返答に窮してしまつた▼国内で毎年1億羽の雄ひよこが殺処分されている現状に、適切な解決策を持たず、動物福祉に関わりながらも諦めていた自分を発見する貴重な経験だつた▼卵肉兼用種の実用化は道半ばであるが、孵化前の雌雄判別技術については国内の大学でも開発が進んでいる。技術的な解決は意外に近いかもしれない▼例えば、羊膜水での判別技術はすでに欧州で実用化されており、殺処分を行わない卵が「Respectマーク」(「respect」尊重)と「egg卵」を組み合わせた名称で、命を尊重した卵を示す表示)をつけて販売されているらしい▼実は、私は子供のころ縁日で購入した雄ひよこを鶏になるまで育てたことがある。大きくなつてトサカが出て、栄養が良かったからなのか、いつまでもひよこのように黄色っぽい色をしていたことを思い出す。早朝3時に鳴くのが困りものであったがとにかくかわいい存在だった▼物価高の折だが、鶏にやさしい卵を選ぶことが、選択肢を広げ、未来を変える一歩になると信じている。

（青木 敦子）

刑事弁護研修―黙秘権実践技術―

依頼人に最善の結果となる
黙秘の実践について

6月27日、中原潤一
会 員、吉岡和紀会員を講師
として、黙秘権実践技術
というテーマで研修を行
った。この研修は、8月
実施予定の更新者向けの

裁判員裁判国選弁護人希
望者名簿登載の代替研修
を兼ねている。
「原則黙秘」という言
葉はご存じだろうか。原
則黙秘とは、捜査機関に
よる取調べに

対して、黙秘
を出発点とし
て、被疑者に
とって黙秘を
解除すべき例
外事情が存在
するかを判断
し、そのよう
な例外事情が
ある場合に黙
秘を解除する
という考え方
である。

本研修で
は、講師の2
人が経験した
具体的な事例
を交え、捜査
機関に供述調書を作成さ
れるリスクや供述調書が
作成されないメリットが
紹介された。

黙秘の実践として、被
疑者への黙秘権の説明時
に、黙秘しても不利益が
ないことの説明や、あら
ため取調官の説得方法の
パターンを伝えることの
指導があった。講義では、
中原会員が捜査官役、吉
岡会員が被疑者役とし
て、黙秘をするためのロ
ールプレイの実演などが
行われた。

さらに、そもそも黙秘
「しに行かせる」必要が
あるのかという視点から
被疑者が取調べを拒否す
る方法が紹介された。具
体的には、RAIS（取
調べ拒否権を実現する
会）のWebページに公
開している実践マニユア
（会 員 生江 富広）

刑事弁護修習の
最前線

～20年目の司法修習～

「導入修習」

その4

刑弁修習の全体像

会 員 妹尾 孝之

前回までに、刑弁演習
1↓刑事問研↓即日起案
↓刑弁演習2と進む、導
入修習における刑弁科目
の「メインルート」につ
いて説明した。
これらは一つの否認事
件を題材として刑事弁護
活動の流れを理解できる
ように構成されている
が、情状弁護の点が含ま
れていないため、それと
は別に、事実関係に争い
のない事件で量刑の考え
方

を学ぶ「刑弁演習3」
が設けられていた。
このほか、刑事3教官
室のコラボ科目として
「刑共演習基礎」という
科目があった。集合修習
で行われる「刑共演習」
（模擬裁判）の基礎編と
いう位置付けであった
が、実際には、ロースク
ールで手薄になりがちな
公判前整理手続につい
て、模擬手続を行うこと
で、実務修習に入る前に

この連載では、初めに
集合修習の科目について
取り上げた後で、導入修
習の紹介をした。この順
序は修習生の目線で見ると
逆になっているが（当
然、修習生は導入修習か
ら入って、最後に集合修
習を受けることになる）、
教官目線では、集合修習
ケジュールであるという
ことが理由の一つである。
また、導入修習は、集
合修習での教育内容から
逆算し、実務修習に入る
前の修習生に何を身につ
けておいてもらう必要が
あるかを考えてカリキュ
ラムを組んでいるので、
思考の順序としても集合
修習が先に来て、その後
に導入修習の内容を考え
ることになる。

これは、前の期の集合
修習から二回試験を挟ん
で次の期の導入修習を終
えるまでが教官にとつて
の「オンシーズン」であ
り、その後の「オフシー
ズン」に合議を重ねて次
の集合修習と導入修習の
仕込みをする、というの
が教官にとつての年間ス
ケジュールであるという
ことが理由の一つである。
また、導入修習は、集
合修習での教育内容から
逆算し、実務修習に入る
前の修習生に何を身につ
けておいてもらう必要が
あるかを考えてカリキュ
ラムを組んでいるので、
思考の順序としても集合
修習が先に来て、その後
に導入修習の内容を考え
ることになる。

これで、集合修習・導
入修習の内容の説明を一
通り終えたので、今回は
本連載の締めくくりとし
て、3年間の教官業務で
感じたことなどをまとめ
てみたい。

改正家族法研修会

改正家族法への
対応を学ぶ

5月20日、当会会館及
びZoomにおいて、人
権擁護委員会すべての性
の平等部会主催による、
改正家族法研修会が開催
された。

令和8年5月24日まで
に施行される改正家族法
が多い。

であるが、いまだその運
用に必要なガイドライン
等の制定がされておら
ず、実務上不確定な要素
が多い。

そのような状況を受
け、当会会員であり、法
制審議会家族法制部会委
員バックアップチーム所
属の斉藤秀樹会員を講師
に、弁護士が今後離婚事
件を扱う際に留意すべき
点等を解説した。

会場とZoomを併せ
て150名を超える参加
があり、会員の関心の高
さがうかがわれた。

今回の家族法改正で
は、共同親権の導入を始
め、養育費先取特権の創
設、情報開示命令制度の
創設とその内容は多岐に
わたる。

今後、施行に向けたガ
イドラインや法務省令の
公布といった情報のフォ
ローアップの重要性も再
確認できる研修会となっ
た。（大崎 茉耶）



備えの答え
つまり、老後の備えの答えは、
国民年金基金なのです。

merit 1
65歳から
一生運用
受け取れます

merit 2
掛金の額も
受取の額も
変動しません

merit 3
税金が
おトクに
なります

merit 4
掛け捨て
には
なりません

merit 5
受取額や
受取期間に
合わせて
自由に設計
できます

国民年金基金

ご加入、ご検討にあたってはホームページ・パンフレット等でご確認ください。

資料請求・ご相談・
お問い合わせはお気軽に。
03-3581-3739 日本弁護士国民年金基金
Y100-0013 東京都千代田区有明1丁目1番3号 弁護士会館14階
https://www.bnkfr.jp

わたり、親子関係全体に
大きな影響を与える内容
となっている。

中でも、裁判所が共同
親権が単独親権かを判断
する際の判断要素たる改
正819条7項が注目を
集めたが、共同親権と単
独親権とが原則例外関係
にはないことを前提に、
子が表明した意見を含め
て一切の事情を考慮する
との規定となったことが
紹介された。同規定につ
いては、審判対象がDV
等の有無に限定され得る
との懸念が示された。

また、今後紛争となり
得る項目としては改正8
24条の2共同親権の行
使の「急迫の事情」「日
常の行為」が挙げられ、
学校や医療機関が判断を
迫られるリスクや、同居
親からの監護者指定調停
が増加する可能性が指摘
された。

その他、離婚時財産分
与の請求期間が5年間に
延長されたことや、父母
以外の第三者による面会
交流申立制度の新設な
ど、親子関係に限らない
改正も紹介された。

弁護士が日常的に扱う
可能性の高い離婚事件に
ついて、不確定な要素が
多い中、想定される実務
上の問題点を網羅的にさ
らった本研修は、受講生
の期を問わず非常に有益
であった。

理事者室

だより

事務局に支えられて

副会長 石塚 陽子

理事者室で執務中の筆者

理事者室だよりの番が回ってきた。前回と少し被るが、事務局について書くことにする。

初めての日直の日。会計は決裁業務の量が特に多い。会計担当の私は、膨大な業務量を目の当たりにして、大変なところに来てしまったかもしれないと呆然としていた。

象徴たる皇統を巡っては、面白い。だ。

「女性」と「女系」の違いを、諸賢はご存知と思う。では「女系天皇」という造語は、奇怪で矛盾している。それはテセウスの船ではなく、ジョージ・オウエルのディストピア小説『1984年』に登場する「新語法（ニュースピーク）」だと言える。「戦争は平和である」のように、語義をすり替えて民の思考を支配する手法のことだ。

「立憲君主制から共和制に」という主張なら、賛成しないが理解できる。しかし女系論は、皇室に対する国民の敬愛を利用しつつ、天皇の定義をすり替えようとしている。それは新語法に等しいと思えてならない。

（産経新聞横浜総局 山澤 義徳）

としていた。察した事務局が心配して声をかけてくれた。その優しさに不覚にも涙があふれそうになった。

4月下旬、膨大な業務量に免疫がついた頃、予算案の作成が佳境となった。当会の予算は規模も大きく複雑である。しかし予算は、事務局の会計チームが細かい数字や一覧表を作ってくれ、理事者が作成した説明書も確認してくれる。予算は事務局とチーム一丸となって作成したというのが実感である。

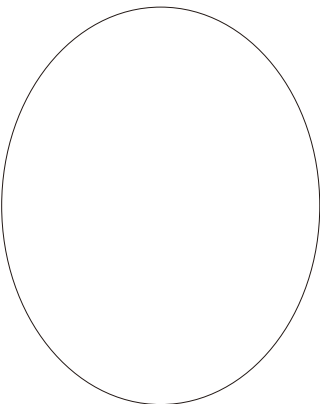
5月下旬、本格的に総会準備。公益担当の私は遅くまで会館に残ることが多かった。事務局が心配して声をかけてくれる。あたたかい言葉が力になる。また、今年の総会は大勢の会員に出席いただいたため、会場の準備が大変で、事務局が事前も当日も奔走してくれた。総会が終わったら、心からおつかれさまの言葉をかけ合った。

理事者になって分かったのは、事務局は、知識や経験が豊富で優秀であるだけでなく、理事者や会員をよく見ているということである。困ったときに、手を差し伸べ、適切な確な資料を出してくれる。また、弁護士会に大きな愛情を持っていて、弁護士会をよりよいものにするには、どうしたらよいか、真剣に考えてくれている。

そんな事務局に恥じないような理事者であり会員でありたいと、心から思う日々である。

「74期のバトンを受けて」

会員 本山 絹 (74期)



第440号の弁護士会新聞、「常議員会のいま」で、同期がある宣言をしていた。「なお、74期からは順番に毎年常議員会に送り込んでいきたい」。

員のご質問やご意見を伺っているうちに、私が発言する隙はないような気がしてきて…。

いやいや、やはり折角の機会、無知をさらしたとしても「気にせずどんどん発言してよいんだよ!」という皆様のお言葉を額面通り受け取って、勇気をもって発言するようにしたい。

一方で、入会当初から、委員会も期日もわりとZ o o mが導入されていた身からすると、(支部の会員からすれば怒られそうなことではあるが)藤沢から関内までの移動はちよつぱり難儀ではある。

さて、弁護士になって4年目、未だにこのようなことを言っているのは笑われそうであるが、関内付近の道や町名をなかなか覚えられず、地図アプリを見たり、色々な方の後をついて歩いたりして乗り切ってきた。

関内に行く機会が増える今年こそは、しっかりと道や町名を覚えたいとひそかに思っている。

常議員会のいま

筆界と権利の調和めざすADR

境界問題相談センターかながわ

土地境界紛争には「公法上の境界」(筆界)の問題と「土地所有権の範囲」の問題が併存することが多い。紛争解決には筆界の位置を探索しつつ、これと異なる占有や権利関係がある場合、いかに登記と権利関係を整合させるかが課題となる。

境界問題相談センターかながわ(以下「センター」)は、神奈川県土地家屋調査士会と当会が共同で立ち上げ、現在も両者で運営に当たるADR(裁判外紛争解決手続)である。センターかながわには相談手続と調停手続があるが、いずれも土地家屋調査士と弁護士が共同で担当し、土地境界問題について質の高い知見を提供し、調停手続では必要に応じて測量も行っている。

ところで、法務局の筆界特定制度は施行以来、筆界の判断について高い評価を維持している。同制度において調査・検討を行う主体は土地家屋調査士の筆界調査委員であり、高評価を担保する人的資源は主として土地家屋調査士であるといっても過言ではない。

センターかながわは、弁護士と土地家屋調査士の共同により、権利と登記が整合する解決を期待できる有用なADRである。(会員 柳川 猛昌)



「聘珍樓」が倒産した。3回目だ。平成28年、香港フアンド傘下の新法人へ事業を譲渡していた。ここから分かれた「聘珍樓横濱本店」も、令和4年に破産手続きとなった。すると、「本邦で現存最古の中華料理店」と名高かった聘珍樓の血脈は、いつまで続いていたと言えるのだろうか。

連想したのは「テセウスの船」だ。修復され続けた船の部材がすべて入れ替わった時、元の船との同一性は保たれているのかという問題で、聘珍樓の3回の倒産にも通じる。

名店の系譜について議論するのは面白い。しかし皇室の系譜、現憲法にも定められた我が国の系譜は、果してテセウスの船と言えるだろうか。もちろん否である。男系原則が、すなわち天皇の定義であるから





芸名：板橋ボードブリッジ
NSCの登録時の写真

お笑い弁護士誕生!?

本年5月、浅草にある伝統的な舞台会場、浅草公会堂にてプロのお笑い芸人としての初めてのライブが始まる。皆様おはようございます！よろしくお願いします！神奈川県弁護士会所属の板橋勇太といいます。

ものの、舞台の緊張感、笑いを取った時の充足感が忘れられず、入学を決意しました。

まず最初に教わるのが、「おはようございま

す！よろしくお願ひします！」「お疲れ様でした！ありがとうございます！」「ようございま

す！」という挨拶です。

実は、昨年4月から本

年3月まで、プロのお笑

い芸人になるべく、吉本

興業ホールディングス株

式会社のお笑い養成所

「NSC東京30期生」に

通学しておりました。き

っかけは2年前、お世話

になった事務所から独立

して「何か変わったこと

をやりたい」と出場した

アマチュアからプロまで

誰でも出場可能な漫才の

大会、M-1グランプリ

でした。元の事務所の兄

弁護士とコンビ「ろいや

ゝず」を組んで惨敗した

業にも通じます。そうして無事そこを卒業し吉本興業所属のプロのお笑い芸人となった私は、冒頭のライブに出演します。

披露したのは、フリッ

プに書かれたものの有罪

無罪をジャッジする、安

直な弁護士コントです。

結果、多少なりの笑い声

：ウケました。勝訴とい

って差し支えありません。

お笑い芸人兼弁護士、

笑いや法律効果といった

結果を得るために尽力

し、勝訴を目指し日々精

進しております。興味の

ある方は是非、劇場や当

事務所まで足を運んで下

さい。最後にちょっとか

り営業をして締めさせて頂

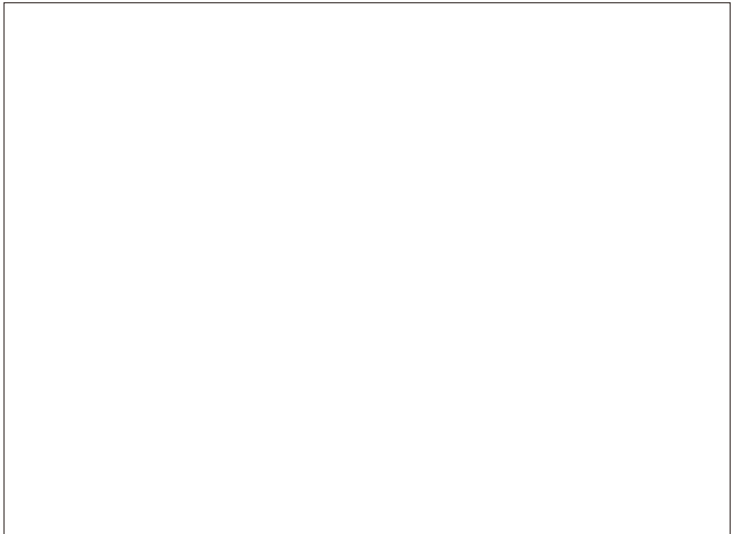
きます。お疲れ様でし

た！ありがとうございます！

（会員 板橋 勇太）

新入・若手会員向け研修会

契約書チェックの実務



講師の峯崎会員が解説をしている様子

6月9日、当会会館で、弁護士業務改革委員会の主催により、「新入・若手会員向け 契約書チェック研修会」明日から取り組める契約書チェックの実務」と題する研修会を開催した。同委員会副委員長の峯崎雄大会員が講師を務め、研修会の前半は契約書チェックのポイントや顧客への回答方法などに関する実務的な解説を行った。

後半は、席の近い会員数名同士でグループを作り、実例を基にした契約書を題材に、一方当事者である顧客からの依頼という形で、契約書チェックの回答内容を検討するワークシヨップを行った。各グループ内では、様々な視点から契約書のチェックポイントに関する議論が活発に交わされたが、中には「契約書チェック自体が初めてである」という声もあり、新入・若手会員に対する実務学習の機会を提供する点で有意義な研修となった。

（会員 佐山 亮介）

6士業が連携

終活を支える

合同相談会開催

6月7日に、当会会館で6士業合同の「終活に関する合同相談会」が行われた。参加士業団体は、行政書士会、司法書士会、社会福祉士会、社会保険労務士会、税理士会、弁護士会の合計6士業団体である。

家に同時に相談できるのが、今回の合同相談会の魅力である。

一般の人は、どの士業が、どのような分野の専門家であるのかについて、必ずしも明確な情報を持ち得ていない。そのような場合、とりあえず、

自らが高齢となり、残された家族に負担を掛けないようにするために

は、今、何をすべきなのか。葬儀やお墓の問題、

障がいをお持ちの親族の問題。また、自分の人生

をより充実させるために、医療、介護の問題に

ついて、それぞれの専門家が相談内容を受付で聴取

し、どの専門家に相談す

るのが適切であるのかについて

の判断を行った。その結果、相談者が真に必要としている相談を各分野の専門家から受ける

ことができ、さらに、各分野の専門家が相談を受けている中で、これは別の分野の専門家からも相談を受けた方がよいという場合には、積極的に専門家の「はしご」をお勧めした。

今回、21組の来場者に対して、相談件数が44件と、平均2件の相談の「はしご」ができたことは、多くの士業が参加する合同相談会ならではの結果である。また、相談が終わった際に、相談者が、色々な方に相談できて不安がなくなりましたと仰っていたのが、今回の相談会の成果でもあった。

（会員 最所 義一）

編集後記

久々に熱い議論のぶつかり合いがあつてなかなかでした。色々と意見を交わし合うことは、個々の人にとっても、その組織にとっても、健康に良いのかもしれない。たまにある分には。

デスク 勝俣 豪

記者 青木 敦子

安達 慎司

川添 啓明

北川 貴史

中道 徹

長谷川篤司

長谷川 康